

証人等尋問請求書

令和3年3月26日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 加藤 和宏

被告人 大川原化工機株式会社, 大川原正明, 島田順司 に対する外国為替及び
外国貿易法違反, 関税法違反 被告事件につき, 別紙証拠等関係カード記載の証人
尋問を請求する。

証拠等関係カード(人) (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	期 日	関係 被告人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容			取 調 順 序
1	証人 [] 東京都千代田区霞が関2-1-1 警視 庁公安部外事第一課 60分 R L - 5 内部の温度実験の経過及び結果 等、甲 8 号証の作成の真正等 (R2.3.31付, R2.6.15付第1)		A B D					
2	証人 [] 東京都千代田区霞が関2-1-1 警視 庁公安部外事第一課 60分 R L - 5 内部の温度実験の経過及び結果 等、甲 9 号証の作成の真正等 (R2.3.31付, R2.6.15付第1)		A B D					
3	証人 [] 東京都千代田区霞が関2-1-1 警視 庁公安部外事第一課 60分 L - 8 i 内部の温度実験の経過及び結果 等、甲 4 3 号証の作成の真正等 (R2.6.15付第2)		A B D					
4	[] [] 120分 細菌等の性質、危険性、腸管出血性大腸 菌O157の死滅条件に関する実験の経過及 び結果等、甲 76, 甲 81, 甲 83, 甲 85 号証 の作成の真正等 (全)		A B D					
5	[] [] 120分 細菌等の性質、危険性、ウエルシュ菌及 び大腸菌の乾熱殺菌試験の経過及び結果 等、甲 88 号証の作成の真正等 (全)		A B D					

(被告人)

(被告人 A 大川原 化工 機 備)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司

証拠等関係カード(人) (No. 2)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意見		結果		備考
		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人	
	立証趣旨 (公訴事実の別)				内 容		内 容	
6	90分 生物テロに使われる病原菌、それらに対する規制等 (全)		A B D					
7	30分 RL-5による粉末製品の平均粒子径等 (R2.3.31付, R2.6.15付第1)		A B D					
8	20分 L-8jでディスクタイプのアトマイザを使用して平均粒子径1.0マイクロメートル以下の粉末を製造可能なこと等 (R2.6.15付第2)		A B D					
9	50分 被告会社製噴霧乾燥器において、その内部を乾熱殺菌していること(乾熱殺菌を行っている業者の存在)等 (全)		A B D					
10	40分 被告会社製噴霧乾燥器は要件ハに該当すると考えられること等 (全)		A B D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 関 B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(人) (No. 3)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序
11	被告会社製噴霧乾燥器(L-8)を使用する際に乾熱殺菌を行い、かつ、トラブルは生じていないこと等 (全)		A B D					
12	同業他社(株式会社GF)においては、輸出許可を得て噴霧乾燥器を輸出していること等 (全)		A B D					
13	平成28年7月にシステックからの質問に対し回答した経緯、L-8iでディスク式のアトマイザを用いて平均粒子径10マイクロメートル以下の粉末を製造可能なこと等 (全)		A B D					
14	被告会社のOBの立場から、被告会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当すると判断すること等 (全)		A B D					
15	証人 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号 経済産業省 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやり取りした状況等 (全)		A B D					

(被告人 A 大川原化工機 関 B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（人）（No. 4）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序		
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容				内 容	取 調 順 序	隠てつ箇所
16	証人 [] 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1 〔号 経済産業省〕 90分 噴霧乾燥機の輸出規制に関わる法令の改正に関与し、被告会社からパブリックコメントの意見を受けたこと等 (全)		A B D							
17	[] [] 100分 噴霧乾燥機が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやり取りした状況及び改正法施行後に被告会社に判定基準の調査を行った状況等 (全)		A B D							
18	[] [] 60分 システックの実態調査として被告会社のヒアリングを行った状況等 (全)		A B D							
19	証人 [] 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1 〔号 経済産業省〕 120分 輸出貿易管理令、貨物等省令等の関係法令の解釈・運用、本件噴霧乾燥機が貨物等省令8案件のイ〜ハに該当すると判断できること等 (全)		A B D							
	[] ()									
	()									

(被告人 A 大川原化工機械)
(B 大川原 正明) D 島田 順司